

## 構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称  
山形県天童市

2 構造改革特別区域の名称  
てんどうワイン特区

3 構造改革特別区域の範囲  
山形県天童市の全域

4 構造改革特別区域の特性

### (1) 地勢・位置

天童市（以下「本市」という。）は、山形県の中央やや東寄りに位置し、東は奥羽山脈を境に宮城県と接し、西は日本三大急流の一つ最上川を境に寒河江市、北は乱川を境に東根市、南は立谷川を境に県都山形市と接している。東西約 18.4km、南北約 10.6km で、総面積 113.01 km<sup>2</sup>と県内 13 市の中では、面積が最も小さい市となっている。

地勢は、東半分が山地、西半分が平地になっている。東部山間部は、奥羽山脈の末端丘陵からなり、面白山（1,264m）、雨呼山（905.5m）などの険しい山々が連なっている。河川は、これらの山地からほとんど西へ流れ最上川に注ぎ込み、乱川、立谷川の二つの扇状地を形成している。平地は、標高 85mから 110mのところであり、扇端部は水量が豊富で、水田に適している。

また、本市は内陸の中心部に位置し、山形空港・山形新幹線・東北中央自動車道などの高速交通の利便が高く、県内随一の交通の要衝になっている。さらに、東北の中核都市である仙台市や山形市に隣接しているため、南東北三県と環日本海経済圏、環太平洋経済圏との相互交流の要に位置する。

### (2) 気候

気候は、内陸性気候の特色をもち、年間降水量は約 1,000mm となっており、雪国と呼ばれる山形県では積雪が少ない。年間の平均気温は、11 度から 12 度くらいになっており、零下 5 度を下回ることはほとんどない。災害も少なく自然条件に恵まれた地域である。

### (3) 沿革

本市は、江戸時代、旧国道沿いは羽州街道の宿場町として栄え、また最上川沿いの寺津は船着場として賑わい、紅花等を通じて遠く上方の文化・経済の交流が盛んに行わ

れていた。昭和 29 年には、1 町 6 か村が合併し、新天童町となり、昭和 33 年 10 月 1 日には市制が施行され、昭和 37 年には豊栄村と合併し、現行行政区域が確立された。

また、昭和 30 年代から継続的に取り組んできた土地区画整理・都市計画道路・下水道などの都市基盤整備事業をはじめ、圃場整備・農業構造改善事業による農業の近代化、積極的な企業誘致等により、利便性が高く、整然としたうるおいのあるまち並みが形成され、活力に満ちた都市として自立的な発展を遂げてきた。

#### (4) 人口

本市の人口の推移は、国勢調査によると、昭和 40 年の 43,903 人から増加が続いていたが、平成 17 年の 63,864 人をピークに減少に転じ、平成 27 年は 62,194 人と引き続き減少傾向にある。特に、本市東部の中山間地域については、人口減少が著しく、活力あるコミュニティを維持するための活性化対策や遊休農地の利活用が重要な課題となっている。

#### (5) 産業

本市は「将棋駒といで湯とフルーツの里」として産業の振興及び PR に取り組んでいる。国の伝統工芸品に指定される将棋駒は全国生産量の 9 割以上を占め、県内有数の設備を誇る天童温泉は市の観光資源の 1 つとなっている。さらに、ぶどうやさくらんぼ、りんご、西洋なし、もも、すももなどの栽培も盛んで果樹産地としても全国的に有名である。しかしながら、農業就業人口は、平成 22 年 3,750 人から平成 27 年 3,459 人に、経営耕地面積は平成 22 年 303,667a から平成 27 年 287,625a にともに減少している。このような中、本市では多様な担い手の確保・育成を図るとともに、ブランド力の高い農産物の生産を支援し、競争力の強化を図っている。

### 5 構造改革特別区域計画の意義

本市では、周辺農村部の人口減少によるコミュニティ維持が大きな問題となっている。周辺農村部の人口減少は、耕作放棄地の増加や農業生産の停滞だけでなく、国土や環境の保全、水資源のかん養、自然景観の形成、大気の浄化、自然学習の場の提供、文化の伝承などの多面的機能の低下をも招き、社会的にも経済的にも大きな損失をもたらすことが懸念される。

この課題を解決し、市域の均衡ある発展を実現するためには、豊かな自然や美しい景観、特産農産物、伝統的な料理など農村部が持つ地域資源を積極的に情報発信し、有効に活用することで周辺農村部を活性化させる必要がある。

今回、本特例措置を活用することで、小規模な施設での酒類製造、販売が可能となる。これにより新たなビジネスモデルとしての新規就農や異業種参入を促進し、定住人口拡大に繋げることができる。農村部に活気を創出することで、農地を有効活用し、農業の生産活動の維持を図る。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

天童市では、平成 29 年度に第七次天童市総合計画を策定し、「笑顔 にぎわい しあわせ実感 健康都市 ～ともに明日をひらく てんどう～」を理想とする将来の都市像に掲げている。この計画では、健康と健やかな成長を支え合うまちづくり、産業の活力と魅力あふれるまちづくり、住みよい環境と安心を守るまちづくり、夢をはぐくむ学びのあるまちづくり、健全な行財政をともに築くまちづくりを5つの目標とし、市域の均衡ある発展を目指している。

さらに、平成 27 年 3 月に策定された「第三次天童市農業基本計画」では「観光農業のネットワーク化」を基本施策の一つとして位置付けている。この基本計画では、農業・農村の地域資源の掘り起こしと体系化を図り、観光資源と有機的に結びつけ、多様な体験農業のメニュー開発や美しい自然環境の保全、伝統文化の継承など農業・農村が持つ多面的機能を生かしたグリーンツーリズムなどの都市農村交流の推進を図ることとしている。

本特例措置を活用することによって、事業者の新規参入を促進することができる。これにより地域の特産品を活かしたワインの生産拡大や多品目化を図ることが可能になる。「天童産ワイン」というブランドイメージを全国へ発信することは、天童温泉や天童将棋駒といった従来の観光資源に新たな魅力を加えることになる。こうした新たな魅力づくりにより、観光客の増加を図り、都市農村交流を促進して、地域の活性化及び観光農業の振興を推進することを目標とする。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本特例措置の実施により、小規模な施設でもワインの製造、販売が可能となる。ワイナリーが増えることにより、原料のワイン用ぶどうの生産拡大、耕作放棄地の解消、ワイン製造の多品目化、ひいては天童産ワインのブランド化が期待できる。これは交流人口の拡大及び市内観光収入の増加につながるものとなる。

また、天童農業まつり等のイベントにて天童産ワインの販売・PRを行うことで、地域住民が自らの住む地域の良さを再認識するきっかけとなる。これにより地域への定着やまちづくり参加への意識高揚が進み、農村部の活性化が図られる。加えて、定住人口の確保や農業生産の持続的発展とともに国土や環境の保全、水資源のかん養、自然景観の形成、大気の浄化、自然学習の場の提供、文化の伝承などの多面的機能の維持向上が期待できる。

### ○特例措置を活用した特産酒類の生産拡大

新規参入を促進することで、事業者数及び製造量の増加が期待できる。

	令和4年度目標	令和5年度目標	令和6年度目標
事業者数	2件	3件	4件
特産酒類製造量	4.0kl	7.5kl	12.0kl

○観光客の増加

地域資源の有効活用により、交流人口の拡大が期待できる。

令和元年度実績	令和6年度目標	令和9年度目標
2,605,600人	2,740,000人	2,880,000人

8 特定事業の名称

○709(710, 711) 特産酒類の製造事業

## 別紙

### 1. 特定事業の名称

709 (710,711) 特産酒類の製造事業

### 2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、生産された地域の特産物として指定された農産物（ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒を製造しようとする者

### 3. 当該規制の特例措置の適用開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4. 特定事業の内容

#### (1) 事業に関与する主体

上記2に記載した者で、酒類製造免許を受けた者

#### (2) 事業が行われる区域

天童市の全域

#### (3) 事業の実施期間

上記2に記載した者が、酒類製造免許を受けた日以降

#### (4) 事業により実施される行為や整備される施設

上記2に記載した者が、構造改革特別区域内において、地域の特産物として指定された農産物（ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒の提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒を製造する。

### 5. 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本市が地域の特産物として指定した農産物（ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6kl）が2klに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能になる。

これにより、農業者の経営多角化、新たな特産物及び地域ブランドの創出、農業生産拡大等の地域農業の振興が図られるとともに、地域住民及び異種業者の連携、都市住民等との交流拡大による地域活性化にも効果が見込まれる。

なお、当該特定事業により、酒類製造免許を受けた場合、酒税法の規定に基づき酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報・周知を行うとともに、特産酒類の製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。